

通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、千葉県医療労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありました。

1 開始日

令和7年3月13日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

別記

①社会医療法人千葉県勤労者医療協会運営施設

- ・船橋二和病院 船橋市二和東5-1-1
- ・千葉健生病院 千葉市花見川区幕張町5-392-3
- ・市川市民診療所 市川市大洲4-10-21
- ・稲毛診療所 千葉市美浜区稲毛海岸4-11-3
- ・北部診療所 千葉市稲毛区天台3-4-5
- ・花園診療所 千葉市花見川区花園2-8-23

②医療法人社団青光会 今井町診療所

千葉市中央区白旗2-4-10

③医療法人社団かずさ勤労者医療協会 いちはら協立診療所

市原市君塚2-17-7

- ④東京勤労者医療会 東葛病院
流山市中102-1
- ⑤成田赤十字病院
成田市飯田町90番地1
- ⑥独立行政法人労働者健康安全機構 千葉ろうさい病院
市原市辰巳台東2-16
- ⑦独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター
千葉市中央区椿森4-1-2
- ⑧独立行政法人国立病院機構 千葉東病院
千葉市中央区仁戸名673
- ⑨独立行政法人国立病院機構 下志津病院
四街道市鹿渡934-5
- ⑩医療法人社団柏水会 初石病院
柏市西原7-6-1
- ⑪デイサービスセンターちとせ
佐倉市生谷75-10